

### 目次

新指定「金刀比羅宮所蔵 高橋由一筆油彩画群」 「渡舟 小林萬吾筆」	1	支部だより 坂出支部	5
文化財保護協会を語る⑨	2-3	若い世代と共に活動する事業	6
わが町の文化財【第45回】	4	活用しながら守る文化財 - 粟島の達磨堂の修復と作品作り	7
善通寺市金蔵寺町にある四国霊場76番札所		人・鳥・神の関係史一端 - 讃岐のオトグイの事例から	7
		こんな文化財調査をやってきた 香川県史蹟名勝天然記念物調査報告	8

## 新指定「ことひらぐうしよぞう たかはしゆいちひつゆさいがぐん金刀比羅宮所蔵 高橋由一筆油彩画群」 「わたしがね こばやしまんごりつ渡舟 小林萬吾筆」

令和7年8月29日に、「金刀比羅宮所蔵 高橋由一筆油彩画群」と「渡舟 小林萬吾筆」の2件が、香川県指定有形文化財に指定されました。近代絵画が県の指定になるのは初めてです。

金刀比羅宮には、明治7年から14年(1874-1881)に描かれた、高橋由一(1828-1894)の静物画、風景画、肖像画などが所蔵されています。高橋由一と金刀比羅宮の関わりは明治11年(1878)の作品奉納から確認できます。明治12年(1879)には、35点の作品を奉納し、3月から始まった琴平山博覧会で「油絵額」として、前年の奉納作とあわせて37点が出品されました。この博覧会は、当時新しかった油彩画を多くの人が見る機会となりました。明治13年から14年(1880-1881)にかけて、由一は金刀比羅宮を訪れ、「琴平山遠望」ことおかひろつね、「琴陵宥常像」を描きます。現在、金刀比羅宮には博覧会の出品作や来県して描いた作品、のちに由一以外の人物が奉納した作品など27面が残ります。

小林萬吾(1868-1947)は、讃岐国三野郡詫間村(現三豊市詫間町)出身の洋画家です。上京した萬吾は、由一の甥・安藤仲太郎あんどうちゅうたろうの仲介で、由一の弟子であった原田直次郎はらだなおじろうに師事しました。その後、フランスから帰国した黒田清輝くろだせいせいのもとで学び、中央画壇で活躍します。また、在京香川県人の美術家の支援や現在も続く香川県美術展覧会の創立にも関わり、香川県における近代美術の発展に貢献しました。「渡舟」は、明治42年(1909)、萬吾が41歳の時に描いた作品で、第三回文部省美術展覧会で3等賞を受賞しました。初期洋画の写実性を引き継ぎながら、黒田清輝が持ち帰った外光派

風の光の表現など当時の新傾向を取り入れています。

萬吾は昭和8年(1933)発行の『藝術』にて「日本で最初の洋画展覧会」として高橋由一のことを紹介しています。「私も最初その畫を見て大に驚いたものであった、それが私の洋畫に入った動機といふではなかったが、今以てその畫が目に残って居る。」と文章を締めています。60代の萬吾が、若いころを振り返りこの文章を書いたことを考えると、由一の作品がいかに強い印象を与えたのかが伝わります。

今回、指定された高橋由一の作品群と小林萬吾の代表作をとおして、香川の近代美術の流れをたどることができます。(香川県教育委員会 鹿間里奈)



琴平山遠望 高橋由一筆 金刀比羅宮蔵 画像提供:金刀比羅宮



渡舟 小林萬吾筆 香川県立ミュージアム蔵 画像提供:香川県立ミュージアム

## 『香川県史蹟名勝天然記念物調査報告』

現在の文化財保護制度は、昭和25年の文化財保護法の制定や改正、それを受けた各自治体における文化財保護条例の制定によってはじまるが、特に記念物においては、その前身となる法律として、史蹟名勝天然記念物保存法(大正8年制定)がある。

これは、現在の文化財保護法によって規定される、“記念物”を対象としたものである。この法律を受け、国においても史蹟天然記念物調査會が設立され、全国の調査が行われた。当時の香川県においても調査委員会が設けられ、大正13年から昭和26年にかけて、調査及び報告書の作成が行われ、計15巻の『香川県史蹟名勝天然記念物調査報告』が刊行された。

現在も使われる記念物の概念については、文化財保護法制定以前にあった保存法の段階でおおむね整理されている。この報告についても、史蹟・名勝・天然記念物3つの部門において、県内の事例が詳細に報告されている。

報告の第一で報告された事例としては、栗林公園、富田茶白山古墳、神懸山、屋島、国分寺及び国分尼寺、王墓山古墳等の史蹟、名勝、宝生院のシンパクや絹島・丸亀島等の天然記念物が挙げられており、現在も国の指定文化財として守られているものが多い。

当時より、保存法にて指定されていたものもある一方、これら報告の後に、指定を受けた史蹟・名勝・天然記念物も多くあり、現在香川県内で指定されている記念物の基礎データとなる調査報告といえる。15巻の中で、多くの事例が報告されているが、その特徴として、記念物の中でも、史蹟・名勝に比べ、天然記念物(動物・植物・地質鉱物)についての調査報告が多いことが挙げられる。この要因については、当時内務省

により先行して行われた『史蹟名勝天然記念物調査報告』の中で、天然記念物の量が多かったことに起因する可能性が高い。

本調査で取り上げられた文化財については、明治天皇関係の聖跡などを除くと、重複も含め約150件の文化財調査がなされている。天然記念物等には現存しないもの、その後の調査により所見が変わったものも見られるが、100年経過した今の状況に照らし、改めて現況を確認する必要があるものも多い。

なお、この報告は、文化財個別の研究のための資料のみではなく、100年前の状況の記録として、今後の保存活用を考える上での資料にもなる。

例えば、土庄町に所在する特別天然記念物宝生院のシンパクにおいては、保存活用計画の作成時に、ここ100年のシンパクの変遷を考える上での定点となる資料となり、これからの保存を考える際の資料となるほか、第15巻に収録された、史跡快天山古墳(現在、国指定史跡)の調査報告は、現在発掘調査を実施しているが、その際の調査目的の設定材料や当時の調査記録として重要な資料となっている。

余談ではあるが、県内の文化財の調査や研究の基礎ともなる本書については、昭和50年に香川県文化財保護協会により、会設立20周年事業の一つとして復刻されており、より多くの方に見ていただける状況となっている。

(香川県教育委員会 竹内裕貴)

令和8年3月27日発行 香川県文化財保護協会  
(香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課内)  
〒760-8582 高松市天神前6番1号  
TEL:087-832-3786 FAX:087-831-1912  
E-mail:shogaigakushu@pref.kagawa.lg.jp  
印刷:株式会社 太陽社